

3 谷沿に倒れ込んだ倒木の処理 【里山整備・災害防止】

〈事業の経緯〉

近年の異常気象や雪害等により、山林内にある各所の谷沿いで倒木が発生している。これらを放置しておく、土石流発生の原因となるなど、市民からも処理してほしいとの声が多く寄せられている。本来倒れた立木であっても地主が処理すべきであるが、倒木処理には危険が伴い、また、高度な技術が必要なことから処理費用が掛かるため、放置されているのが現状である。

〈事業の目的・効果〉

山林内の谷沿いにある倒木を適正に処理することで、災害の未然防止、山林の荒廃防止と適正な森林管理につなげる。

■事業内容

《谷沿倒木処理事業補助金》

谷沿いにある倒木の処理にかかる費用を、下呂市から申請者（自治会等）に補助し、申請者が請負業者に委託して倒木処理を実施する。

1. 申請者

地域の自治会、認可地縁団体、森林造成組合、土地の所有者

2. 補助対象となる費用

①倒木処理にかかる費用

・谷沿いに倒れこんだ木の伐採、玉切り、枝払い及び玉積み

②運搬等にかかる費用

・市内の木質バイオマス認定事業者（処理施設）までの運搬費

3. 補助の上限額

1箇所あたり150万円

※大規模災害によるものは、条件付きで1箇所300万円まで

■令和6年度実施箇所

令和2年7月豪雨で被災した小坂地区を中心に10箇所実施

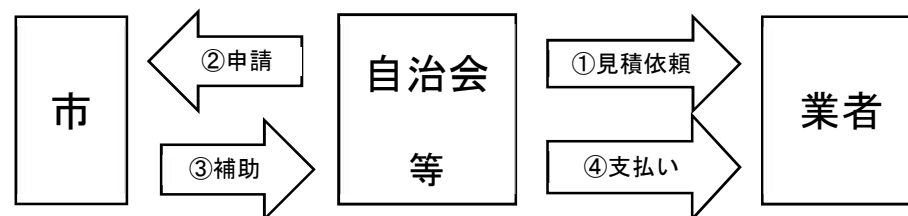
■令和6年度予算

15,000千円（内譲与税 14,950千円）

■下呂市森林づくり基本計画

IV 2. 森林整備・治山事業について

■事業スキーム



■実施イメージ

実施前



実施後

